

経営と知財の 戦略的マネジメントを 目指して

弁理士

日高 一樹



事務所の概要

1990年当事務所はスタートしました。ちょうどバブル経済がはじけた時期、ご存知の通り景気は時間をかけて徐々に坂道を転がり、本当に景気が悪くなるのは数年後でした。そのような時期に経営と知財、商品開発と知財の戦略的マネジメントに関するサポートを事務所のコンセプトに掲げ仕事を開始。今思えば時期尚早、その内容を企業の皆さんに理解していただくには時間がかかりました。表1、2は開業当初に作り、現在でも授業や講演で使用しているものです。表1は商品開発初期段階から知的財産権をコントロールすることで商品戦略と知財戦略を同期させ、また積極的にリスクヘッジをする説明に使用しています。また表2は市場先見性を持つこと(評価、判断)および投資効果としての知財を開発者や経営者に説明するためのものです。現在ではこのような方法は一般化しましたが、20年前は出願の代理以外、弁理士のイメージはほとんどなく、経済誌などに開発と知財の戦略的同期などに関して執筆してもほとんど反応がありませんでした。結果的には社会の変化に対する認識を共有する人達のおかげで、当初のコンセプト通りの仕事をする事ができました。また現在は

商品開発と知的財産権

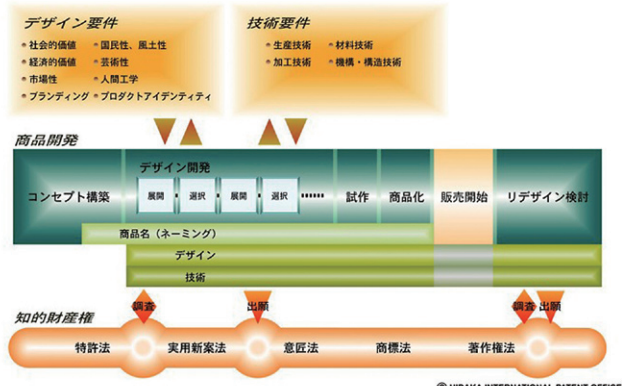


表1

それをさらに発展させた業務内容となり多岐に渡っています。当事務所の業務内容は、当初のコンセプトに至った過程がその全てを物語っていますので簡単に説明したいと思います。

(過程1)

特許庁を退職する前の2年間、通産省でデザイン行政を担当していました。「1989年デザインイヤー」や「グッドデザイン選定制度」の運営、実行が主な仕事です。「デザインイヤー」はデザインの意義を産業、地域、生活において見直し、新たな社会的・人間的価値を創出する手段として再構築しようとしたもので現在評価しても画期的な事業でした。「デザインイヤー」期間中、ヨーロッパ各国の政府や経済誌などがこの政策に注目し、よく取材されたことが印象的でした。日本の政策として企業経営や商品戦略の手段として、さらに高度なデザインの活用を目指していると見えたようです。その一方でワークショップを通して、現場である企業や自治体の状況を見る機会が多くなり、好景気ながら企業や自治体などが抱える多くの課題を知ることとなりました。また日本を代表するデザイナーと交流するなかで業界の抱える問題も目の当たりにしました。これら課題の解決は仕事のテーマになると同時に、時間をかけて実証的に解決することで新たな価値創造の方法論を構築できると考えました。また「デザインイヤー」におけるデザインの概念、活用方法と、大学時代に蓄積したデザインに対する考え方(課題の設定→解決手段構想→コンセプトの構築→カタチの創出→具現化の一連の問題解決フロー)の両者が卒業から10年の時を超えて合致したことが、事務所の進むべき方向性を決定付けました。

(過程2)

審査官時代、業務効率化と判断を正確かつ容易にするため、意匠マップを切り張りで作りました。(1977年入庁です)ので、当時はコンピュータどころかコピー機でさえ近くに

ソフトの経営資産化

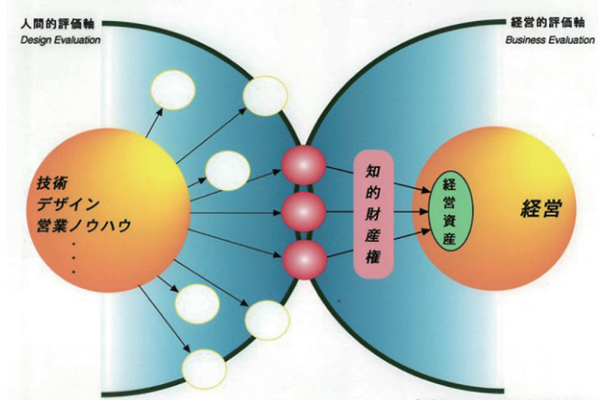


表2

ありませんでした) その当時は先願権もあり、拒絶理由を調べるのに地下の倉庫に行かなくてはならずとても面倒でした。そのため引用文献の張付け用紙を予算化し、その後引用文献システムとしてデータ化されました。マップ作成のための情報整理はデザインや技術、さらに市場や企業戦略を時系列で分析する契機となりましたが、今思えば様々な課題の発見や解決手法を身につける原点であったと思います。例えば競合の開発がなぜ同時期になるのかなど市場動向と開発のマネジメントの課題。開発過程における出願の可否やタイミングの課題。またそれらの情報が企業内で共有されていない課題。さらには権利維持の判断の課題。これらに対しマネジメントの手法や開発手法を具体的に考えることができました。

以上のような過程から仕事を始めたので、当初は多くの自治体からまちづくりや産業活性化のためのプロジェクトを依頼され、景気が底をついた1994年頃から、多くの企業から商品戦略やデザイン戦略と連携する知財マネジメントのコンサルティング依頼を受けるようになりました。また中小企業では経営戦略における知財活用のコンサルタントを行い、また多くのデザイナーの知財や契約に関する業務も増加しました。2000年以降は企業価値(ブランド)構築戦略と知財、デザインリスクマネジメントなど領域を拡げ、現在上記内容の講座を多くの大学や大学院で行う他、企業向けの講演も多数行っています。

■ 特許庁内外から見た特許庁、意匠制度について

バブル経済の崩壊、グローバル経済の発展、中国など新興国の台頭は市場を激変させ経済社会における産業財産権の位置付けを大きく変えました。そのことで産業財産権制度の活用分野の拡大が急速に進み、また出願人がより多くの中小企業や学校、個人へ裾野を拡げることにもなりました。急速なグローバル化対応や保護領域、手続きなど制度やシステムの変更が目まぐるしく、当事務所もこれらに対応していますが、これまで出願などあまり経験のないクライアントには、出願のフローや特許庁とのやり取り(海外の特許庁を含む)を説明するのが大変になっています。

そこで次のような問題が起きています。①法律が変更になりその運用基準ができると内部理論が先に固まり、そもそもの趣旨(出願人のニーズ)が見えにくくなる。さらに時間が進むと内部論理で査定を行い、後付で説明するという事が起きがちです。特許庁にいと直接伝わりませんが、不信感を持たれている部分があると考えべきでしょう。特に時系列で見た審査の一貫性の有無は注意事項です。②産業財産権法は既に先端の産業政策(産業互助会政策とも言われた時代がありました)となっています。しかしこの経済環境下、さらに日本の産業のあるべき姿をどう描くのか、新たなコンセ

プトが必要とされています。その意味で特にアジア圏の出願効率化達成のため、日本の特許庁の役割が期待されています。③甚大な模倣被害の状況や知財のビジネス上の利便性を考えると、グレーゾーンの出願に対し審査段階の調査資料を権利のレファレンスとして積極的に開示することが望めます。その理由として権利範囲を見極める判断材料となり、権利の活用、無用な争いの回避、迅速な模倣品等への対応が可能になるなど大きな経済効果があります。

意匠制度に関しては、部分意匠制度の導入は大変評価できません。しかし企業等へのアピールが足りないこと、権利としての活用法が理解されていないことがネックとなっています。またデザインの領域は現在急速に拡大していますが、意匠制度の対応は十分とは言えません。例えば古典的な物品性に縛られているため「画面」のデザインも審査基準で矮小化してしまいました。このデザイン分野でどれだけ多くのデザイナーが仕事をしているかと思うとギャップを痛感します。意匠制度は新たな価値を生み出すデザインと模倣問題などに見られる限定的に保護すべきデザインを分別して扱う時代に突入しています。この分別を実現するために①審査請求制度の導入②一出願に複数の関連意匠を認める③出願公開制度を導入する④登録付加情報としてレファレンスを充実する⑤物品の縛り(物品の複数記載や画面のデザイン)を外す、などが考えられます。例えばホログラムを使ったりモコンや機器の操作盤が実現し、それらのGUIが変化するデザインが商品化されたらどうするのでしょうか。直近の将来を考え前向きに検討をお願いしたいものです。

■ 特許庁現役審査官に伝えたいこと

審査をすることは、限られた時間にT字路に大量に押し寄せる車の特徴を見抜いて右か左(登録か拒絶)に振り分ける思考過程だと思います。しかし明らかな拒絶や登録の出願比率は低く、多くのグレーゾーン出願を即座に判断しなければなりません。クレーゾーン出願の不適切な判断は出願人や利害関係者にとって費用やビジネス上大きな負担となります。また昨今の不況と激しいグローバル競争時代には如何なるタイムロスもビジネス上、命取りになりかねません。審査分野の過去、現在の情報を獲得し、将来の方向性を見抜く知見が審査官にはこれまで以上に求められています。

Profile

1977年 特許庁入庁
1988年 通商産業省貿易局検査デザイン行政室総務課長補佐
1990年 日高国際特許事務所設立
特許庁退職、日本弁理士登録

現在、金沢美術工芸大学講師、東京芸術大学講師、九州大学大学院講師、経済産業省デザイン・ブランド戦略会議等委員、グッドデザイン賞(Gマーク)審査委員などを務める。